

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	ウェイクボーダー負傷
発生日時	平成30年7月16日 09時30分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市長命寺町西方沖（琵琶湖東部） 津田三等三角点から真方位254°1,000m付近 （概位 北緯35°10.1′ 東経136°03.5′）
事故の概要	プレジャーボートフェリーチェは、落水したウェイクボーダーに接近した際、プロペラがウェイクボーダーに接触し、ウェイクボーダーが負傷した。
事故調査の経過	平成30年7月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート フェリーチェ、5トン未満（長さ6.06m）
船舶番号、船舶所有者等	253-22758滋賀、勝川熱工株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型 ウェイクボーダー
負傷者	軽傷 1人（ウェイクボーダー）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人等3人を乗せ、ウェイクボーダーをけん引して琵琶湖東部の近江八幡市長命寺町沖で遊走していた。</p> <p>船長は、ウェイクボーダーが落水したので、引き上げようと本船を反転させて落水地点に向かい、機関のリモコンハンドルを中立とし、波と本船の惰性を利用して少しずつウェイクボーダーに船体を寄せていった。</p> <p>ウェイクボーダーは、本船が近づいて身体が接触しそうになったので、とっさに本船の船尾部付近から船底に向けて潜った際、身体がプロペラに接触して右前腕等に切創を負った。</p> <p>船長は、プレジャーボートの操縦及びウェイクボードの経験が豊富であったが、ウェイクボーダーは、ウェイクボードを行うのが初めてであった。</p> <p>船長は、ウェイクボードを初めて行う人には事前レクチャーを行っており、本事故当日も出港前にウェイクボーダーに対して、けん引ロープは触らない、船底にはプロペラがあるので潜らない等の注意事項を説明していたが、本事故当日は本船が既に海面上に降ろされた状態であったので具体的なプロペラの位置は説明していなかった。</p>

	ウェイクボーダーは、水着と救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、琵琶湖東部の近江八幡市長命寺町西方沖において、落水したウェイクボーダーに接近した際、ウェイクボーダーが本船の船尾付近の船底に潜ったことから、ウェイクボーダーがプロペラに接触して負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、琵琶湖東部の近江八幡市長命寺町西方沖において、落水したウェイクボーダーに接近した際、ウェイクボーダーが本船の船尾付近の船底に潜ったため、ウェイクボーダーがプロペラに接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、ウェイクボーダーに対し、プロペラの位置を説明した上、プロペラ付近では潜らないことを周知すること。